

昔、犯罪予告というものは手紙や電話を通じて行われていた。しかし、インターネットが日常生活に深く浸透するようになると、掲示板サイトに殺害予告などが掲載され、さらに、犯人が第三者になりすまし、パソコンを遠隔操作して犯罪予告をする事態まで生じるようになった。昨今では、小学校襲撃予告をしたとされた大学生が逮捕・勾留され、少年審判によって保護処分到处せられてしまったり、伊勢神宮の破壊予告をしたとされた男性が誤認逮捕される事件などが続いた。

さて、インターネット上で犯罪予告を行った犯人はどうやって検挙されてきたのか。ネットに接続されているパソコンや携帯電話には、その機器ごとに識別番号がネット接続業者から割り当てられている。これをIPアドレスと呼んでいるが、警察及び検察は、サーバーが開示するこのIPアドレスと、インターネットプロバイダーが所持するIPアドレスが付された者の住所・氏名などの情報を収集して犯罪予告を行った犯人を特定し、特定された者は犯人に間違いないと考えて逮捕・勾留してきた。

た。確かに犯人と思われる者の身柄を早期に確保することは重要である。もし、犯罪予告内容がそのまま実行されれば、多数の国民の人命が奪われかねないからである。

しかし、他方で一般市民が犯罪予告に全く関与していないのに、突如、逮捕・勾留されて大学や会社にも行けず、帰宅もできず、犯人に間違いがないと盲進した取調官に、やってもいけない犯罪をどうしてやったのかと日々責められ、架空の犯行動機を供述せざるを得ないところまで追い込まれる苦しみに思いを馳せなければならぬ。

犯人が第三者になりすまして犯罪予告を行う手口について、「なりすましか否か」という点がスピーディーに判断できない状況があるのであれば、犯罪抑止の観点から一旦は身柄拘束するが、犯人とされた者が被疑事実を否定し、その否定する理由の中に合理的理由が散見されるような場合には、早期に身柄釈放をする道を探らなければならぬ。

ところが、警察や検察の現場では、これまで述べてきた方法にて犯人を特定した場合、その被疑者が犯人に違いないと信じて身柄釈

放をなかなかしてこなかった。そればかりではなく、犯人であると決めつけた後には、たとえ被疑者がやっていないと連呼しても、それを「取るに足らない言い訳」だと考え、自白すれば刑が軽くなると暗に諭しながら犯行動機がどういうものであったのかについて自供させてきたのではないかと推測する。大学生が保護観察に処せられたケースでは、「楽しそうな小学生を見て、自分にはない生き生きさがあり、困らせてやろうと思った」などという具体的な供述が取られてしまっている。大学生の逮捕が誤認逮捕であれば、大学生が自らのIPアドレスを用いて犯罪予告をしたことはなく、このような犯行動機があるはずもない。しかし、結果的には、逮捕当初は否認をしていた大学生も犯行を自供した。「やっていない」と力説しても警察官には信じて貰えず、その真偽が検察官のところでも合理的にチェックされず、家事審判官である裁判官のところでも信じて貰えないままに保護観察に処さられてしまっている恐ろしい現実が私たちの目の前にある。冤罪は特殊な事案について起きるものでもなく、過去の事件に

存在するのではない。「現在」という今の時間に私たちと隣り合わせのところにある。

かつて、このコラムに、私の恩師で元札幌地方検察庁の次席検事であった加澤正樹の言葉を述べたことがある。その言葉は、「法律実務家に正解なし。あるのは過ちのみ」という言葉であった。「信ずるよりも確かめよ」という冒頭の言葉も、恩師が司法研修所検察教官であった平成4年に黒板に大きく書いて私たち弟子らに教え諭した言葉である。けっして容易く信じる者が救われてはいけないのである。科学的な捜査方法を向上させていなければならぬことも急務であるが、その時その時の捜査の科学的レベルがどうであるかは無実の者を有罪にする免罪符にはならない。その当時の捜査方法では論理的に犯人に間違いないと考えられたとしても、ウソの犯行動機を作り上げる捜査手法を続け、これらに無実の者を有罪にする理由はない。

信ずるよりも確かめよ。日々、法律実務家として生きている私にとっては、今更ながら重たい言葉である。

## 法律談 ④

### 法相 R

# 信ずるよりも確かめよ

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋・日浦法律事務所」代表。